

令和6年分について消費税の申告をされる個人事業者の方へ 消費税の届出はお済みですか？

▽消費税の届出はお済みですか？
広報とよころ

議会だより

役場だより

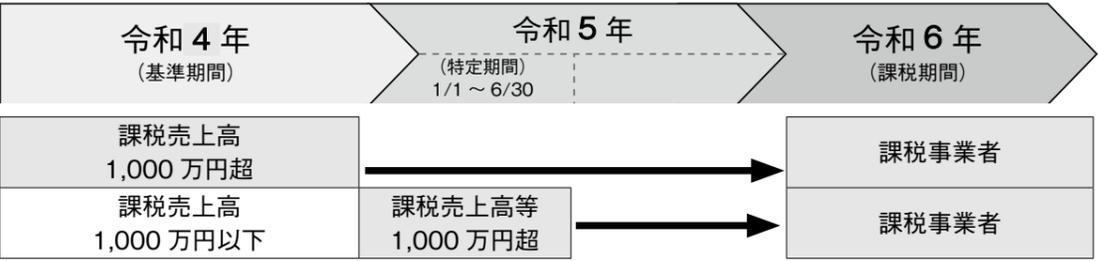
新たに課税事業者となる方の届出

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

令和6年分において課税事業者となる方

令和4年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和6年分は消費税の課税事業者に該当します。

※令和4年分とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に係る年分をいいます。
※令和4年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和6年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
※インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高に関わらず、課税事業者となります。



簡易課税制度の選択の届出	簡易課税制度とは
<p>令和4年分（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。</p> <p>令和6年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和5年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。</p>	<p>課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。</p>

- ### 注意事項
- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
 - 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿および請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。
 - 令和5年度税制改正により、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた場合に売上税額の2割を消費税の納付金額とすることができる特例（2割特例）や簡易課税制度を選択する場合の手続きに経過措置が設けられています。これらの詳細やインボイス制度に関しては、インボイス制度特設サイト (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>) をご覧ください。

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。
※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) でご確認ください。

問合せ先
十勝池田税務署
☎572・2171

地域安全ニュース

要注意！ 闇名簿による特殊詐欺グループの強盗事件が多発しています！

特殊詐欺グループの犯行とみられる、強盗事件の窃盗が発生しています。犯人グループは、いわゆる「闇名簿」をもとに、資産やタンス預金の有無などの情報を集め、あえて在宅時を狙い強盗に押し入ることがあります。

特に、65歳以上の高齢世帯のうち、一り暮らしは半数が狙われています。（警察庁）

- ### 【個人情報を取り扱う時の注意点】
- 『ネット上のアンケートに個人情報をむやみに入力しないでください』
 - 『自分の住所や名前、生年月日が記載された書類、名簿等は他人に渡さない、教えない』捨てる際はシュレッダーにかけるなどして破棄してください。日ごろから個人情報を漏えいさせないよう習慣づけることが大切です。



みんなでつくろう
安心のまち

問合せ先
池田警察署
☎572・0110

北海道警察からのお知らせ 指名手配被疑者の発見にご協力を！

警察では、いまだに逃亡・潜伏している指名手配被疑者について、総力を挙げて発見、検挙する活動に取り組んでいます。こうした捜査活動には、皆さまからの情報提供が必要不可欠です。『ピンときたら110番』ご協力をお願いします。

駐在だよりはるにれ

冬の交通安全運動の実施！

【運動期間】
11月13日（月）～11月22日（水）まで

- ▼ドライバーの皆さんへ▲
交差点とその付近では歩行者の動きに十分注意して、右左折時はしっかりとスピードを落として安全確認を徹底しましょう。
- ▼冬タイヤの点検と交換を実施して、降雪に対応できるよう準備しましょう。特に山間部は、平地よりも気温が低く、天候も異なるため、お出かけの際は冬タイヤを着用しましょう。
- ▼日陰や橋の上、トンネルなどでは、路面が凍結している場合があります。
- ▼歩行者の皆さんへ▲
日没時間は更に早くなります。夜間に外出するときは、明るめの服装や反射材を身に付けましょう。
- ▼道路を横断するときには、横断歩道を利用して、信号機がある場合は信号を守りましょう。
- ▼横断前の安全確認はもちろん、横断中も常に左右の安全を確認しましょう。

問合せ先
池田警察署 ☎572・0110
茂岩駐在所 ☎574・2013
豊頃駐在所 ☎574・2151
大津駐在所 ☎575・2002

- ▼飲酒運転の根絶▲
・ 二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。アルコールチェッカーで確認するなど、体にアルコールが残っていないことを確認しましょう。

冬山登山の遭難防止

- ▼冬山登山は、装備・計画しつかりと▲
登山計画書を提出しましょう▲
登山技術、体力、経験に応じた無理のない計画を立て、登山計画書を作成して、最寄りの警察署に提出しましょう。
- ▼単独での登山は避けましょう▲
経験豊富なリーダー等と一緒に登山しましょう。
- ▼万全の装備と余裕ある食料等を準備しましょう▲
登山時の装備不備や食料不足が最悪の事態を招くおそれがあります。
- ▼携帯電話を持ちましょう▲
万が一の遭難に備え、携帯電話を必ず持ちましょう。
- ▼気象情報の確認をしましょう▲
天気予報を確認し、天候の悪化が予想される場合には登山を中止しましょう。

▽地域安全ニュースほか

議会だより

役場だより